

介護支援専門員資格更新に関するお知らせ

介護支援専門員資格更新に関するお知らせ

平成18年4月の介護保険法改正に伴い、介護支援専門員の資格・研修体系が大幅に改正され**介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に5年間の有効期間が設けられました**。今年度から本格的にこの研修体系に基づき更新研修等が実施されることとなり最初に有効期間満了日を迎える方は平成20年4月1日となります。

有効期間満了日以降も介護支援専門員の資格を要する業務をされる方は更新のための研修を受講する必要があります。

研修を修了せず更新手続きをしないまま有効期間満了日を迎えてしまうと、実務に就くことができなくなります。

詳細は

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tiikihoken/keamane/index.html>

でご確認ください。

問合せ / 神奈川県地域保健福祉課 TEL 045(210)4755